

## 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ（素案）に関するヒアリング

全国都道府県教育委員会連合会 第 1 部会担当 安田浩幸  
(秋田県教育委員会教育長)

### 4 (1) 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の充実に向け有識者会議が想定する あるべき姿 (P. 22～)

- ・指導・支援体制の状況により学校格差が生じることなく、全ての学校が管理職のリーダーシップの下、教職員全員が取組を共有し、主体的に取り組める事業スキームの構築が必要である。
- ・大学や民間事業者等、学校外の様々な機関との連携は極めて重要である。特に、多様な地域人材等を確保する仕組みや、オンラインを活用した様々なプログラムを提供する仕組みの構築を着実に進めるべきである。

### 4 (2) 具体的な施策に関わる議論の整理 (P. 23～)

#### ③特性等を把握する際のサポート (P. 27～)

- ・「特異な才能のある児童生徒」の判断基準が明確でないため、対象となる児童生徒の判定や本人・保護者等への説明に混乱が生じる恐れがある。実証研究を円滑に進めるには、「特異な才能のある児童生徒」を判断するための指標が必要ではないか。
- ・また、特異な才能に伴う学習・社会情緒的な困難を抱える児童生徒の場合、学校が持つ情報のみでは困難の把握及び適切な支援方法の判断が難しいため、医療・養護・福祉・心理等の専門的知見が必要であり、実証研究開始前に国が関係機関等と調整を図る必要がある。

#### ④学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供 (P. 29～)

- ・特定の子どもをラベル付けすることのないよう配慮しながら、才能の識別方法等を含むプログラムを提供する仕組みを作るべきであるという指摘には賛成する。できるだけ早急に取り組んでいただきたい。

#### ⑤実証研究を通じた実践事例の蓄積 (P. 30～)

- ・都道府県が市町村の取組を支援する役割を果たす必要性が審議のまとめ（素案）に記載されているが、都道府県と市町村の役割分担について、具体的な例を提示した上で、実施・検証することが望ましい。
- ・専門的人材の配置に関わる補助金に加え、必要な教員加配や支援員の配置等の財政措置により、実証研究における体制を拡充し、学校の負担軽減を図ることが必要である。
- ・学校には既に様々な支援員等が配置されているものの、配置数は十分とはいえないため、新たに配置される支援員等の役割が曖昧にならないよう適切に位置付けていく必要がある。
- ・「優れた才能の伸長」と「困難の解消」をバランスよく指導・支援するために、どのような配慮が必要であるかという視点も実証研究において重要である。
- ・また、「特異な才能のある児童生徒」を対象とした指導・支援の実施には、周囲の児童生徒や保護者等に不公平感を与えないよう、理解を得ることが重要である。